

平成29年度 平成中校区 まちづくり懇話会 答弁要旨

と き 平成29年12月21日（木）14：00～16：05
ところ サンアリーナせんだい
出席者 市：市長、永田副市長、知識副市長、教育長、
企画政策部長、市民福祉部長、農林水産部長、建設部長、
教育部長、地域政策課長、税務課長、広報室長、外
地域：各地区コミュニティ協議会長をはじめとする
地区住民 47名
(合計 61名の参加)

議 題

議題1 (八幡地区コミュニティ協議会)

下角浦川に係る整備及び市道堂坂～自下線の舗装整備について

現在、三洋ハウスが建売住宅を建築するため整備中であるが、下角浦川の間地点に井堰があり、大雨のたびに雑竹や流木が引っかかり、流れの妨げの原因になっているので撤去をお願いしたい。

また、下角浦川に設置してあるポンプ場は現在、農林水産省の管轄であるが、これを国土交通省管轄にして整備してもらえないか、検討をお願いしたい。

市道堂坂～自下線の舗装整備については、数年前に要望書を提出しているが未だ完成に至っていない。この道路沿いには島津歳久の史跡もあり、見学者も多いことから早急に整備をお願いしたい。

【農林水産部長】

井堰の関係について、農林水産部から回答させていただきたい。

議題のとおり、下角浦川（普通河川角浦川）の間地点にある井堰（下角浦井堰）が大雨のたびに雑竹や流木が引っかかり、流れの妨げの原因になっているとのことである。これについては、地元土地改良区の方々とも（撤去する方針で）協議の上、早ければ本年度中に、遅くとも来年度の梅雨時期前までには撤去作業を行いたい。

【建設部長】

残り2点について、建設部から回答させていただきたい。

排水機場の関係であるが、平成18年の県北部豪雨により国道267号の交差点付近も浸水した。下角浦の田んぼが埋め立てられ、遊水地も少なくなったことを憂慮しており、国土交通省の所管にして整備をしてもらいたいとの要望である。現在の排水機場は、農林水産省所管の県営湛水防除事業ということで、県が事業主体となって進めているものである。排水機場には、国土交通省の都市計画事業でつくったものや河川事務所が直接つくられたもの等、色々ある。浸水対策、排水対策という意味においては同じ目的であるが、予算の出所が違うことから、所管替えをすることはできない。

現在、田海排水機場は3基あり、ポンプが稼動する設定水位が決まっている。この標準マニュアルを若干下げて、水位の低いうちから早めに汲み出すように設定を変えてある。平成18年以降、大雨が降っていないので実際、確認はできていないもの。こうした対策も行っているところである。また、田海ニュータウンの先にも小さな水路があるが、梅雨時期には臨時ポンプを設置しており、他の箇所にもこうした臨時ポンプの設置等は可能である。雨の情報を迅速にキャッチし、対応して参りたいと考えているので、御理解を賜りたい。

市道堂坂・自下線の舗装については、本年度も工事を進めているが、300mほど未整備箇所が残っている。本市の指定文化財に指定された場所もあるので、一気にという訳にはいかないが、アスファルト舗装でしっかりと整備は進めていく。また、水田の関係もあるので農家の方と作業がかぶらない形で行いたいと考えている。

質問・要望

1点、伺いたい。

平成12年に佐藤参議院議員が川内に来られ、建設業協会事務所で故徳田会長と今村のポンプ場について、所管替えができないかの話をされた。その中で、川内川抜本改修が始まるのであれば、それに合わせて行っては・・・との意見が出されたと聞いている。その後も幾度となく所管替えの要望を行ってきたが、なかなか進まなかった経緯がある。現在、大小路地区の川内川抜本改修工事を行っているところであり、これに合わせて何とかできないかという思いで、今回、議題とさせていただいた。

先ほど部長に説明していただいたポンプ操作の件については、前市長からも伺っている。建設省（現 国土交通省）の仮の排水ポンプを持ってきて水揚げをするということであったが、そうなると日頃から訓練をしておかなければ上手くいかないのでは・・・との不安がぬぐえない。この点について、市としてどのように考えておられるのか。

また、議題に挙げた井堰についてであるが、ほとんど使われていない状態である。今回、三洋ハウスがつくる宅地の近くでもあるので、くれぐれも浸水しないよう、撤去について重ねてお願いしたい。

【建設部長】

ポンプの関係で、排水対策車を持ってきて対応することもできるということについて、訓練が必要ではないかとの御指摘である。これについては、川内川河川事務所の天辰出張所の三堂川のところに既に配備されている。要請をすれば、国交省川内川河川事務所が業務委託を行っている業者がセットされることになっており、毎年、色々なところで業務を履行されている。よって、確実なセットができると考えている。ただ、配備の場所をこちらから要請しなければならないので、今後しっかり連携を図って参りたい。

議題2 (高来地区コミュニティ協議会)

高城川の親水自然公園整備事業推進について

親水自然公園予定地の用地取得については、市当局・地域の協力体制が必要と考えている。また、公園計画地域内の高城川の河道拡張・築堤・護岸の整備等については、中嶋橋上流の河道・築堤・護岸の事業化先行に期待しているところである。同事業の推進について、ぜひお願いしたい。

【建設部長】

この議題については、2年前の同懇話会でも議題となっており、なかなか難しいと答弁をさせていただいたところである。今回も同様の議題となっており、会長ほか役員の方々が市役所にも足を運ばれ、計画の再開について要望されたところである。これを受け、11月に市長、知識副市長、地元の県議、河川管理者である北薩地域振興局の建設部長等と地区コミの役員の方で現地調査を行い、地域の熱い思いを伺ったところである。その後、県に確認したが、中嶋橋上流の護岸整備については現状においても、治水上、また河川管理上問題はないとのことで、一般的な河川改修の実施は困難であるとの回答であった。

ただし、市としては、中嶋橋上流の親水護岸等の整備において、現状の森林をできるだけ残しながら遊歩道などを整備できないか、県との事業調整も含め、今後も議論していきたいと考えている。

また、高城川まつりが行われる場所も手を入れられないか、県と協議し、新たな施設、例えばトイレの整備等、河川管理者に対し、積極的に要望を行って参りたい。

なお、通常の寄洲の除去や堤防の伐採については、引き続き、県へ対応をお願いして参りたい。

要 望

今回の整備事業については平成8年4月に市に陳情を行い、同年の6月定例議会でほぼ了承を得ていた。ただ、1箇所買収できなかったことで実現には至らなかった。

ほとんどの地域住民は、設備投資は将来の話ということで理解している。県の河川ということで、市が独断で実施できないことは重々承知しているが、市で買収できる場所を確保して市道を入れる等、市単独でできる整備もある。まずはこうした取り組みができないか、建設部長にぜひ検討いただきたい。

また、知識副市長のお考えもお聞かせ願いたい。

【知識副市長】

今、整備の在り方について一つの提案があった。皆さんも御存知のように、川の整備については護岸をたくさん整備したためにうなぎやフナが生息しなくなったというような状況も生じてきている。現在の川づくりは、その姿を極力生かしながら、かつ水が溢れないようにするというのを基本原則に取り組んでいる。要望の箇所であるが、ありのままの姿がすばらしいと個人的には考えている。会長から提案があったように川の中はあまり手を加えず、周囲をどうするかということが焦点になってくると思うが、いずれにしても県との協議、検討が必要となってくる。ここでは、一つの提案として受け止めさせていただき、今後、取り組んで参りたい。ただ堤内地（洪水氾濫から守られている住居や農地のある側）ということで、最終的には、その買収をどうするかという話になってくる。これには地元の協力が必要となるのでよろしくお願ひしたい。

私個人は、自然公園として取り組んでいくのが最善のやり方であると考えている。

議題3 （城上地区コミュニティ協議会）

ふれあい・いきいき・サロン及び薩摩川内市内の子ども食堂について

当城上地区（6自治会）では、平成27年度にサロン事業が開設されて2年が経過し、今年度で3年目を迎える。その間順調な運営がなされている。一方で、今後の運営に当たり、色々な課題が出てきており、各自治会のサロンの自助努力も不可欠であるが、市当局及び社会福祉協議会の今後の方針または援助、アドバイスが必要であると考え。ついては、次の点を伺いたい。

- ① サロン事業は今後も継続されるのか。また、補助金についてはある年数経つと打ち切られると聞いているが、どうなるのか。
- ② サロン参加者には介護予防元気度アップ事業でポイントがつくが、開催の企画、

運営者にも1ポイントではなく、3～5ポイントあげてはどうか。

- ③ 活動の一環として研修視察があるが、社会福祉協議会の「福祉バス」は年1回しか利用できない。市で借り上げるなどして、最低年2回は利用できるようにできないか。
- ④ 当地区には6自治会があるが、参加人数もまちまちである。サロンの開催現状を直接見ていただき、市及び社会福祉協議会で運営についてアドバイスをもらう仕組みにはできないか。
- ⑤ 本市内の子ども食堂の現状について、簡単に説明をいただきたい。

【市民福祉部長】

市民福祉部から回答させていただく。

① のサロン事業については、介護の予防事業の取り組みとして展開している。その事業の普及に関しては、将来的に地域主体での自立した経営、継続的な運営を目指して展開しているもので、既に市内各地で展開していただける状況になってきている。来年度から、継続されている地域については、平成33年度までに段階的に支援額を下げさせていただき、4年目からは自立していただくことで考えている。介護事業において、将来的に展開している全ての地域を継続していくことは、財源的にも難しいことから、地域での支え合いとして単年度の移行期間を設け、自主的な運営ということで移行したいと考えているので、御協力を賜りたい。

② については、サロン事業の参加者に介護予防元気度アップ事業のポイントが付与されるが、これについては、高齢者の方々が積極的に外に出て触れ合ってもらい、自らの健康を促していくということを目的に行っている。この事業等を企画・サポートされるボランティアの方々についても同じ考え方の下、行っている。今回要望にあるように、参加者の3倍以上のポイントを付与することは制度設計の趣旨および全体の考え方から難しいと考える。ボランティアの皆様に対しては、忙しい中で色々御支援いただいておりますが、制度的なものということで御理解賜りたい。

③ の福祉バス事業については、サロン事業とは別に社会福祉協議会(以下、「社協」)の自主事業となっている。これについては、高齢者クラブ等を中心に多く利用されており、運行体制の状況で制限がある。いきいきサロン事業に対しては1団体1グループ1回までとされており、多くの地域の方々に利用いただくため制限を設けている状況があると聞いている。利用回数を増やすことについては今後協議していくが、状況を見る限りにおいては難しいと考える。サロン事業の地域における展開に対しては、研修視察のみならず、幅広い事業という形で展開していただきたいと考える。

④ については、既に社協にこの事業を委託しており、ブロックごとにサロン連絡会が設けられている。本地域については、『八幡ブロック』となっており、年に数回

開かれる予定になっているので、相談いただきたい。また、市の方に連絡があった場合は、市からも連絡会に参加しながら、制度の将来像について語りたいと考えている。

⑤ の子ども食堂についてであるが、市内には1箇所ある。ちなみに県内には21箇所開設されている。この1箇所は、向田本町の小料理店を活用したもので、「おばちゃんち」という名称である。月に1回、土曜日の午前11時から午後3時まで、対象は小学1年生から6年生までの約30名、事前に登録された方となっている。参加料は子ども100円で、市から子ども食堂自体への補助は行っておらず、全てボランティアでの運営となっている。開始に当たって、事業が展開される旨広報紙等で周知するなど、サポート的な支援のみ行ったところである。県内の子ども食堂においても、ボランティアグループやNPO、個人等が自主運営されているのが実態であり、各自治体から、子ども食堂の設置と運営に対する支援等を行っていないことを確認している。

また、子どもの貧困対策、あるいは食生活の改善という立場から取り組まれている方、子どもの居場所づくりや母子家庭等の家事の軽減を目的に取り組まれている方など、開設される方は課題の捉え方が三者三様であり、運営費の確保、運営スタッフや学習ボランティアなどの人的な確保、食材の調達や必要な方に参加してもらえない等が課題としてあるようである。

本市の「おばちゃんち」に対しては、“子ども食堂”としての支援は行っていないが、地域の方々の積極的な市民活動支援という立場から補助金を活用されているところである。前述したように、課題も多いことから、今後も十分な検討が必要と考えている。

質 問

① のサロン事業について説明いただいた。

現在、1回の事業で15人以上が1,500円、10人ぐらいが1,000円という形で補助をいただいている。これは段階的に減っていくのか。それとも平成33年度まではそのままいくのか、お尋ねしたい。

【市民福祉部長】

まだ、詳細な部分については確定していない。これまで、前年度実績で翌年度に助成金を交付していたが、上限がなかった。ここに上限額設定の検討が必要だろうと考えている。考え方として、継続されているところには15,000円といった金額をみていくことになるのでは・・・と思っている。また、平成33年度まで同じ上限額をもって協議できたらと考えている。

質 問

本題からはずれのかもしれないが、市と社会福祉協議会との関係が見えづらいので、その点について伺いたい。

【市民福祉部長】

市と社会福祉協議会（以下、「社協」）はある意味、全くの別団体である。市の職員が社協に行き仕事をしているという実態はない。ただ、運営に対しては、市が社協に相当額の補助を行っている。サロン事業など介護事業については、地域包括支援センター等の相談連携業務を社協に委託している。そうした機能が社協にあるので、高齢者サロン等については市が委託事業でお願いし、その実施については社協と市が協議をしながら、助成額や制度の期間等、またやり方、問題点の対応等について協議を行っている形になる。お金の流れから申し上げますと、市から社協に流れたものが、制度に準じて皆様方に流れることになっている。

質 問

ポイント制については、昨年辺りから地区コミにも自治会にも属していない、いわゆる自主的な団体も対象になっていると認識している。ポイントの付与について、今後変わっていくのかどうか、伺いたい。

要は、50ポイントという上限がある中で、同好会等の楽な方に人が流れ、草取りなど、大変な作業の参加者が減るという現象が起きている。高齢者が外に出で触れ合うという市の趣旨からいけば合致していると認めざるを得ないが、一方で、腑に落ちない部分も残る。

この点について伺いたい。

【市民福祉部長】

今、御指摘いただいた件については、直接市にも声が届いており、承知している。地区コミ、自治会以外の同好会やグループ等でも、届け出があれば付与している。50ポイントが上限なので、同好会に参加しながら地区の行事等に出ると早くポイントが貯まってしまうことから、危惧されている事態も生じてくる。これについては、機会を見ながら説明を行い、理解していただくしか今のところ方法がないのではと考えている。

議題4 (陽成地区コミュニティ協議会)

陽成小学校閉校に伴う学校施設等の利活用について

閉校に向け、再編に関する要望書(H28.3.29)に掲げた事項について、市の関係部課の協議や学校、保護者、地域を交えた協議を重ねているところである。

閉校後も、地域の活性化に重要な施設として、屋内運動場、屋外運動場を引き続き活用させていただきたいと考えているが、それに伴い、次の2点について要望したい。

- ① 閉校に伴い、校舎と屋内運動場の電気、水道を切り離すことで、水道やトイレが使用できなくなる。トイレを利用する場合、傾斜の厳しい校門を通り、県道340号線を横断して屋内運動場まで行かなければならず、高齢者の多い地区にとって安全性、利便性の確保が難しい。よって、校舎に付随するトイレ、給水場の開放、あるいは運動場内に新たな設置をお願いしたい。
- ② 既存の倉庫を改修(整理)し、空きスペースを確保することで、休息所やグラウンドゴルフ等の体育用具の保管場所としての有効活用策を講じていただきたい。

この他、学校施設、学校備品整理関連、跡地の活用等についても、真摯に検討・対応方をお願いしたい。

施設・設備を有効活用することで、地域の触れ合いの場として元気度アップ向上や交流人口の増も期待でき、地域の活性化が図れると考えるのでよろしくお願いしたい。

【教育部長】

まずは、陽成地区コミュニティ協議会の皆様方には陽成小学校の閉校に伴い、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げたい。

1点目のトイレの件であるが、来年3月の閉校に伴い、残された校舎等の利活用については、市の方で遊休公共施設等利活用促進条例を制定しており、利活用される場合の助成制度を創設している。まずは、この制度を使って地元で校舎等の利活用ができないか、検討をお願いしたい。これに関しては、先日既に、出前講座で役員の皆様方に説明をさせていただいたところである。結果、地元で利活用ができないとなった場合、校舎については、電気、水道施設を切り離すことになるが、その際は、校庭内に簡易水洗トイレ等の設置ができないか、検討させていただきたい。3月末で閉校するが、秋ぐらいまでは校内にある備品等を整理することになるので、その間はトイレ等も使用できる。ぜひ御利用いただきたい。

2点目の休憩室および体育用具保管庫の件であるが、提案のあった既存の体育倉庫に空きスペースがあるので、それを利用することは可能であると考えており、今後その方向で進めて参りたい。ただ、その施設管理を地元ですていただけないか、協議を

お願いしたい。

次に、学校備品の利活用についてである。まず閉校した学校の備品については、とりあえず統合先の高来小学校を優先し、次に市内の他の小・中学校、あるいは幼稚園で利活用できないかを検討する。その後、地元地区コミュニティ協議会からの要望があれば、可能な範囲で移管を検討していきたいと考えている。

最後に、閉校跡地の利活用については、市の助成制度があるので、それを活用した地元での利活用を協議、検討をしていただきたい。地元の利活用がない場合は、次の段階として、民間企業等の利活用を視野に入れながら検討して参りたい。

要 望

利活用の関係等については出前講座をしていただき、情報もいただきながら、鋭意進めているところである。今後もまだ細かい部分等が出てくると思うので、お互い良い知恵を出し合いながら進めたいと考えている。ぜひ、サポートをお願いしたい。

議題5 (吉川地区コミュニティ協議会)

自治会資産である「代表者〇〇他〇〇名」の共有林の登記を、自治会名義へ変更する手続きと固定資産の納税義務について

少子高齢化の顕著な本地区は、年々人口や戸数の減少で、今や4自治会全てがゴールド集落となり、今後、自治会の組織・運営や地区の振興に大きな難題が予想される。

そこで、自治会の統合を見据えた条件整備として、①地域住民の共有名義となっている自治会の所有林を自治会名義に移転登記し、それに伴って、②年々弱体化していく自治会における今後の固定資産の納税管理を明確にしていくこと等が必須である。この問題の解決が、本地区の自治会の統合や地区振興のための大きな課題と考えているので、これに係る具体的方策や先行事例について、説明と指導助言をよろしく願いしたい。

【企画政策部長】

企画政策部から回答させていただくが、その前に、吉川地区コミュニティ協議会におかれては、地区内全ての自治会がゴールド集落になる中、そばどんの滝ハイキング、今年から始められた旧吉川小学校校庭でのイルミネーション点灯等、連携されて地域活性化のために鋭意努力されていることに対し、敬意を表したい。

それでは、今回の議題である、地域住民の共有名義となっている自治会の所有林を自治会名義に変更する手続きについてであるが、自治会からの申請に基づき地縁団体

として市長が認可し、自治会が法人格を得ることにより可能となる。ただし、名義人が多数のうえ、既に亡くなっていると、相続登記を行うための全ての相続人の確定や承諾を得るために多大な労力を費やしたり、相続人が不明のため所有権の移転登記を断念したりするという問題があった。

そのようなことが背景にあり、平成27年4月に地方自治法が改正された。この中で一定の要件を満たしている場合、名義変更について3カ月間の公告期間を経ることで、認可地縁団体である自治会が単独で所有権移転に係る登記の申請ができるようにする特例が設けられたところである。

この一定の要件として、①認可地縁団体が当該不動産（今回の場合は山林）を所有していること。②認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。③当該不動産の名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者であること。④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。これらをすべて満たす必要がある。

公告の内容は、名義変更について異議のある登記関係者（当該不動産の所有権を有する者に限る。）は、市に対して異議を述べるができることとしており、公告期間内に異議が無かった場合は、登記関係者の承諾があったものと見なされる。

長野自治会及び吉川自治会は、既に地縁団体として認可されていることから、①～④の条件を満たせば手続きが可能である。また、宇都川路自治会及び下之段自治会については、まず始めに、地縁団体の認可を受ける必要がある。受けていただけたら、手続きに従って登記が変わることになる。

この特例制度により、共有名義の不動産を自治会へ名義変更した事例は、本市で4件ある。最近では、八幡地区の西川内自治会がされているので、申請に関する手続きについては、地域政策課に相談いただきたい。

2点目の固定資産税の納税事務についてであるが、不動産の名義人は個人と法人名に限定されている。共有林を自治会名義にするためには、認可地縁団体等の法人格を有していることが条件となる。法人格を取得され、登記が自治会名義に変更された場合には、登記名義人である自治会に固定資産税を賦課することになる。山林については、自治会の敷地等とは異なり、公益のために直接利用する固定資産には該当しないことから、減免の対象とはならない。したがって、これまでどおり、納税いただくことになるので、よろしく願いしたい。

要 望

ただ今あったように、改めて個別に相談をさせていただきたい。

別件だが、自治会内に、「鹿児島県知事 かんがい防備保安林」と書かれた黄色の看板が市道沿いに見えている。こうした類の共有林の手続きについて伺いたい。

【農林水産部長】

申し訳ないが、地域政策課に相談に来られた際に、林務水産課の林務グループにも立ち寄っていただき、詳細を尋ねていただきたい。

その他意見・要望

質 問

少子高齢化に関連である。自治会の会員戸数が減ってきて、運営がままならないとなった時にどうするかということが課題となっているが、参考に今寺と川原段、あるいは、隈之城の尾白江自治会の合併に至った経緯について伺いたい。

【田島城上会長】

詳しくはないが、今寺と川原段の合併についての経緯は存じている。当時、川原段自治会は20世帯前後、一方、今寺自治会は約130世帯あった。きっかけはやはり川原段の人（戸数）が少なくなったことである。単独での自治会活動が困難になり、あらゆる面で支障が生じてきたことから合併の話が持ち上がり、大きな今寺自治会に吸収される形で合併した。

その後、全体的には順調にいつているが、川原段独自の文化やしくみが風化してきたというのが率直な感想である。

【企画政策部長】

地域で合併をするといった気運が高まってきた場合は、まず、再編推進委員会などの組織をつくっていただくことになる。その中で色々話を進めていただくことになるが、市では、協議を開始した年度に限り、最大3万円の補助を行っている。また、合併すると自治会交付金も少なくなるが、これを考慮し、3年間だけは合併前の算定額を交付するという制度もあるので、そうした話になった場合は、事前に地域政策課に連絡いただきたい。その際は職員が直接出向いて、合併のメリット、デメリット等を含めて説明をさせていただき、旨、申し添えたい。

質 問

本市における自治会が合併した件数と空き家対策について、分かれば教えていただきたい。

【建設部長】

空き家対策については、まだ利用できる家屋に対しては空き家対策条例というもの

がある。これは、防災安全課、企画政策課主管の“定住”といった利活用をするための条例で、貸家やリフォーム等の取り組みに対する補助を行っているところである。

一方、廃屋については、危険廃屋解体撤去事業というものがあり、かかった経費の3分の1を補助する制度がある。これは上限額が30万となっており、年間30～40件の利用がある。この廃屋については建築住宅課に相談いただきたい。

【企画政策部長】

市内における自治会の合併についてであるが、合併時に669自治会あったが、平成29年4月1日現在で、570自治会となっている。したがって、99自治会が無くなった計算になる。東郷の藤川の津田というところが消滅しているほか、解散や吸収合併等がある。

質 問

前回のまちづくり懇話会の中で、田海川の親水公園についてということで要望し、「県へは要望があった旨伝えたい」との回答であったが、その後、どのような感触だったのかを教えていただきたい。

また、田海町に架かっている田海橋が昨年からの解体工事に入っている。当初6年かかるといわれていたが、実際にあとどのくらいかかるのか教えていただきたい。

【建設部長】

お話の親水公園の件については、確かにそのように回答した。あまり期待に添えるような回答をいただけなかったことから、地元には報告をしなかった。申し訳ない。

また、田海橋については約6年と申し上げたが、今年で橋脚、橋台が出来上がり、平成30年度で上部工に入り、橋げたをかけることになる。国の予算が付けば、30年度あるいは31年度ぐらいには完成すると考えている。なるべく早く完成させたい。予算の付きを見て、詳しい完成時期についてはまた連絡させていただきたい。

要 望

城上地区に市営住宅があるが、内外ともに老朽化している。そこで、市営住宅の修理はできるのか否か、また、一部を修理して振興住宅のような形にできないのか伺いたい。

【建設部長】

御指摘の箇所は、下塚市営住宅のことである。市営住宅については市内にたくさん存在している。ストック（修繕）計画ということで、古いものから優先順位を付けながら順次、作業を進めている。御指摘の住宅もその計画の中に入っている。ただ、何年度でということは今資料を持ち合わせていないため明言できないので、後ほどお知らせさせていただきたい。なお、居住されているところについての不具合は、その都

度修理を行っていく。城上については、先ほど市長からも話があったとおり、セルローズナノファイバーの実証実験住宅にするようになっている。ただし、入居については所得の関係で制限等もあるので、詳しいことは、また住宅の担当者と協議させていただきたい。